

平成22年 3月 2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

10番	杉浦敏	11番	安井光子
-----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村上勝美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服部正治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美	民 生 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長	佐野隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石川敏彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三輪真士
教 育 部 次 長	山田英夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水野進
監 査 委 員 事 務 局 長	加藤重幸	総 務 課 長	佐藤勝義
人 事 秘 書 課 長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
健 康 推 進 課 長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介 護 高 齡 課 長	松川保博	児 童 課 長	鯖戸善弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図書館長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5	議案第2号 平成22年度弥富市一般会計予算
日程第6	議案第3号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第4号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算
日程第8	議案第5号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第9	議案第6号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	議案第7号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第11	議案第8号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12	議案第9号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第14	議案第11号 海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第15	議案第12号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第16	議案第13号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
日程第17	議案第14号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第18	議案第15号 海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

- 日程第19 議案第16号 海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第20 議案第17号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第29 議案第26号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第32 議案第29号 市道の認定について
- 日程第33 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第34 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成22年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から23日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から23日までの22日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成22年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（黒宮喜四美君） 日程第4、諮問第1号を議題とします。

服部市長に推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成22年6月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、市長の推薦のとおり決定いたしました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 平成22年度弥富市一般会計予算

日程第6 議案第3号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第8 議案第5号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第9 議案第6号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第7号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第8号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第12 議案第9号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第5、議案第2号から日程第12、議案第9号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に、平成22年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 平成22年第1回弥富市議会定例会に当たり、平成22年度当初予算を初めとする諸議案の説明に先立ち、私の施政に関する所信の一端を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

私が、市民の皆様から身に余る御支援をいただき、弥富市の市長に就任し、早くも3年が経過いたしました。この間、アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況は、世界じゅうが未曾有の経済危機に陥り、100年に1度と言われるような混迷の状態が続いています。また、政権政党交代の中、地方分権から地域主権への実現に向けた改革が一層進められておりますが、地方の自主財源の充実、国と地方の役割分担による権限移譲も不透明なままであり

ますので、低迷する景気回復の打開策や政権交代に伴うこの国の方向性をしっかりと定めていただきたいと存じております。こうした激変する経済と政治の中で、市政の責任者としてその責務を全うできましたことは、ひとえに議員各位、並びに市民の皆様の温かい御理解と御協力によるものと深く感謝申し上げます。

私は、市長就任以来、市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現、予算の節約と有効活用を市政運営の基本姿勢に掲げ、「市役所とは、市民のためにお役に立つところである」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりました。平成22年度は、私の市長としての任期最後の1年であるとともに、私が市政のかじ取り役としての使命を締めくくる年となることから、掲げた政策につきましても精力的に取り組んでまいります。既に目標を達成した政策もありますが、推進中の政策につきましても、皆様にお約束した目標の実現・実行に向けて着実に推し進めてまいります。

それでは、平成22年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第2号平成22年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を148億8,000万円、前年度対比9%の増、前年を12億3,000万円上回る予算規模となり、第1次総合計画、弥富新時代への針路「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の将来像に基づき、着実に進展を図るため、各分野に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、平成15年度から平成20年度まで6年連続で増収となり、堅調に推移してまいりましたが、一昨年の景気後退の影響を受け、個人市民税は大きく落ち込み、前年度対比9%減の2億2,700万円を見込んでいます。市税全体で前年度対比0.2%減の71億7,224万1,000円を見込んでいまして、歳入全体の48.2%を占めるものでございます。他に地方消費税交付金4億2,100万円、地方交付税4億7,620万円、国県支出金22億5,826万8,000円を計上いたしました。また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金5億831万8,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債6億9,780万円を初めとして、16億5,125万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、巡回福祉バスからコミュニティーバスへの移行に伴う地域公共交通活性化協議会負担金、地区公民館整備事業補助金など19億3,676万7,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新弥生保育所等整備工事請負費や子ども医療費の助成、子ども手当など、少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため、前年度対比25.4%増の72億5,652万3,000円を

計上し、一般会計予算の48.8%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費、公園整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、22億1,859万円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、防災広場整備事業や消防施設整備への助成など、災害に強いまちづくりを進めるため、7億7,899万8,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、(仮称)第2桜小学校建設事業の実施設計委託料など、教育環境の充実を図るため、11億5,014万円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第3号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、保険給付費の増大などの影響により、前年度対比2.4%増の40億1,300万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成22年度弥富市老人保健特別会計予算につきましては、既に廃止された老人保健制度に係る医療の未請求分に対応する予算であり、前年度対比99.4%減の35万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成22年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計に属する土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置により、8億3,297万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費及び設計業務委託費など、前年度対比8.4%増の5億3,000万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成22年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定19億5,280万円、サービス事業勘定3,490万円を合わせ、前年度対比4.4%増の19億8,770万円を計上いたしました。

次に、議案第8号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比8.6%減の9億7,500万円を計上いたしました。

次に、議案第9号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、政府の政権公約により、平成24年度までに後期高齢者医療制度は廃止し、新たな制度に移行することが検討されていますが、新年度は、前年度対比10.1%増の3億5,059万円を計上いたしました。

申し述べました七つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比10.7%増の86億8,961万円を計上するものであります。

激変する経済と政治の中にあることから、市政運営に当たっては事業の選択と集中を一層適切に行うことを基本に、平成22年度の弥富市政運営の主な施策の概要について御説明申し上げます。

第1「定住と交流、活力を生むまちづくり」。

その1、地域公共交通の整備。

巡回福祉バスにつきましては、平成11年から交通不便地の解消、公共施設を有効に利用していただくことを主な目的として、どなたでも全区間無料で乗車できるバスとして運行を開始いたしました。その後、運行ルートの新設や統廃合など、市民の皆様により利用しやすい公共交通機関となるよう改善に努めてまいりましたが、利用者数、運行のダイヤやルートに課題が見受けられました。これらの課題を検討するため、弥富市地域公共交通活性化協議会を設置し、市民アンケート調査や団体のヒアリング調査などを行い、意見や要望、利用状況などを集約し協議を重ねていく中、巡回福祉バスにかえて、公共交通としてのコミュニティーバスへの要望は高いものでありました。市民の皆様の参画を得ながら、より効率的な利便性の高いコミュニティーバスの本格運用に向けて、平成22年度から24年度までの3年間の実証運行に取り組んでまいります。

その2、道路ネットワークの充実。

道路は、広域交流基盤の強化のため、伊勢湾岸自動車道へのアクセスの向上、南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化が課題となっています。そのため、国道155号線の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線の整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。また、中央幹線を初めとした市道の積極的な整備を推進するとともに、交通安全施設整備など安全で安心して通行できる道路の維持管理に努めてまいります。日常空間の生活道路において、道路が狭く、利便性や防災の面での改善が必要な箇所につきましては、住民の皆様の理解と協力のもとに、狭隘道路の拡幅整備を促進してまいります。

第2「快適で安全・安心なまちづくり」。

その1、環境への取り組み。

地球の温暖化という環境問題は、私たちの生活基盤にかかわる極めて重要な問題であります。次の世代に恵み豊かな自然環境を継承していくためには、CO₂削減の取り組みは喫緊の課題であります。子供たち一人一人が地球環境の大切さを理解し、率先して環境を守る子をはぐくむため、新弥生保育所に太陽光発電設備を設置するとともに、太陽光発電を備えた住宅の促進を図るため、太陽光発電施設の導入支援を継続してまいります。

また、2010年、平成22年は、国連が定めた多様な生き物の大切さを考える年、国際生物多様性年であります。本年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議、いわゆるCOP10が

名古屋市で開催されますので、本市の特産品であるやとみ金魚のPRや三ツ又池公園周辺、子どもの遊び場での植樹活動を通じて、多様な生物との共生を市民の皆様とともに考えてまいります。

その2、消防・防災の充実。

台風や地震、集中豪雨など予測が困難な自然災害に対しては、日ごろからの備えが大変重要であります。災害時に備えた資機材を計画的に配備するとともに、行政・市民・事業所などが一体になった災害対策の推進を図ってまいります。また、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の心で日ごろ災害に備え、被害をできるだけ抑えるために、地域で活躍する自主防災組織につきましては現在40自治会で組織されておりますが、さらなる組織率向上に向け、地域の防災訓練やまちづくり出前講座などの取り組みを通じた啓発活動や組織化に向けた結成支援により、地域防災活動を強化してまいります。

防災施設整備につきましては、災害が予想される際や災害時など、市民に対して確実な情報を瞬時に市内全域に伝達することが重要なことから、同報無線の施設整備を図ってまいりました。災害時の情報伝達手段のさらなる充実のため、本年3月末には市内全域にケーブルテレビ網が完成いたしますので、ケーブルテレビを通じて迅速な災害情報を提供してまいります。

その3、防犯・交通安全の充実。

防犯対策につきましては、地域における自主防犯パトロール隊の育成を図るため、関係機関との連携をとりながら、市民の皆様と一体となった防犯対策を推進するとともに、生活環境の安全を図るため、防犯灯の整備に努めてまいります。

地域における安全対策につきましては、通学路の安全を確保するため、「子ども110番の家」を協力家庭の拡充や市民の皆様の学校安全ボランティアへの参加など協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

また、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりに向け、市民・警察・団体の連携のもと、犯罪・交通安全体制の強化に取り組んでまいりました。昨年は、本市の交通事故ゼロという記録が達成されましたが、依然交通事故は多く発生しており、不幸な交通事故を防ぐため、飲酒運転などの違反の根絶と交通ルールの遵守に向けた広報啓発活動や高齢者交通安全教室、まちづくり出前講座などの取り組みを通じ、市民の交通安全意識の高揚、マナーの向上を図ってまいります。

その4、下水道の充実。

いよいよ本年3月末に、平島、鎌島、操出、三稲、稲狐地区において第1期供用開始をすることになりました。今後は、供用開始地区の普及促進を図るためにPR活動に努めてまいります。また、公共下水道整備区域の計画的な実施区域の拡大を目指し、管渠布設工事に積

極的に取り組み、整備普及を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、十四山東部地区の管渠布設工事を推進していますが、新年度より処理場の建設工事に着手し、平成26年度供用開始に向けて整備普及を図ってまいります。また、各処理場の施設管理につきましても、さらに効率的で健全な運営に努めてまいります。下水道事業は市民生活のライフラインでありますので、今後とも事業の推進に積極的に取り組んでまいります。

その5、公園の整備。

市民の日常生活に密着した公園や緑地は、子供たちが安全に遊べる場や地域住民の憩いと安らぎの場として、また災害時の避難場所として重要な施設であります。防災機能をあわせ持ったひので公園につきましては、平成23年度末の利用開始に向けて引き続き整備を推進してまいります。また、利用度の高い街区公園から、子供たちの遊具とは一味違った高齢者の健康づくりを楽しめるシニア向け健康遊具の設置を進めてまいります。

第3「健やかでやさしいまちづくり」。

その1、子育て支援の充実。

子育て支援の取り組みにつきましては、新年度からスタートする次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的に推進してまいります。医療費助成事業につきましては、中学校3年生までの医療費完全無料化制度を継続するとともに、国と連携して妊婦健康診査の公費負担回数14回を継続して実施するなど、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

地域児童対策につきましては、子育てを応援してほしい人と応援したい人が会員になって、お互いに助け合う子育て応援ネットワーク、ファミリー・サポート・センターの事業を開始し、地域での子育て支え合いの仕組みを構築してまいります。

弥生保育所建てかえ工事につきましては、本年12月の完成を目指して引き続き整備を進めるとともに、併設して同敷地内に工事を進めてまいります子育て支援センター、児童館、児童クラブが一体となった複合施設は、年度内の完成を目指して建設いたします。

また、保育料につきましては、据え置きは14年間連続となり、本年も、社会情勢を考慮して保護者負担の軽減に努めましたので、さらなる管理運営コストの縮減を図ってまいります。今後、保育所の運営につきましては、財政面や公平性の面など、施策を総合的に検討してまいります。

その2、高齢者支援の充実。

本市では、間もなく65歳以上の市民の割合が21%に達する見込みであり、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。こうした中、高齢者の方が社会活動など役割を担い、生きがいをもって生き生きと暮らしていただくため、福祉センターを高齢者の

福祉拠点として、福寿会やシルバー人材センターの支援を通じて元気に社会参加できる環境づくりに努めてまいります。

また、第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方ができる限り要介護状態とならないよう、介護予防の効果的な取り組みや、介護が必要となった場合でも、人としての尊厳を持って住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、施策を推進してまいります。

その3、健康づくり・医療体制の充実。

海南病院につきましては、老朽化と耐震性の不安、周辺医療機関の医師不足から患者が集中するなど、新診療棟建設を望む声が多く寄せられるとともに、基幹病院として安全・安心のセーフティーネットの役割を担っており、地域医療を安定的に提供することが求められています。公的医療機関である海南病院の新診療棟建設に当たり、地域医療を守り、地域の医療課題に対応するため、地域全体で財政支援をしてまいります。

健康への市民の関心がますます高まる中、がん検診利用者の拡大に努めるとともに、女性特有のがん検診につきましては、国と連携して5歳刻みに無料健診を実施いたします。あわせて、新型インフルエンザなどの感染症に対応する健康危機管理体制を整備し、迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいります。また、高齢化の急速な進展等に伴い、糖尿病や高血圧症など生活習慣病の占める割合は高くなっており、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防対策の取り組みを進めるとともに、受診率の向上を図ってまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、財政運営は急激に悪化し、一般会計より多額の繰入金により収支の均衡を保っている状況にあります。収納率の向上を図るとともに、本市の財政状況に留意しながら、総合的な視点に立った取り組みを実行し、さらなる国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

その4、障害者支援の充実。

ともに生きる社会形成を目指し、障害者計画、第2期障害者福祉計画に基づき、障害者の自立支援を重視した施策・事業を推進し、地域で安心して生活できる体制づくりに引き続き努めてまいります。障害者の日常生活における外出、通院、社会参加を促進するため、障害者福祉タクシー料金助成事業を拡大いたします。また、福祉授産所を障害者生きがいセンターに移行し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の自立支援を図ってまいります。身体・知的・精神障害の方の相談支援事業につきましては、社会福祉協議会に相談支援事業所を開設し、さまざまな相談に応じて情報提供や必要な援助を行うなど相談支援体制の充実を図り、障害者が安心して暮らせるよう支援してまいります。

第4「人が輝き文化が薫るまちづくり」。

その1、学校教育の充実。

学校施設整備につきましては、安全で安心して学べる環境整備を進めるため、桜小学校南校舎と十四山東部小学校北校舎の耐震補強工事に着手し、本年9月末には校舎の耐震化率100%を目指してまいります。また、桜小学校の過大規模校解消に向け、昨年度の基本設計の策定に引き続き、（仮称）第2桜小学校建設事業の実施設計に着手し、平成25年4月の開校を目指してまいります。学校において、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育支援員を増員してまいります。

その2、生涯学習社会の形成、スポーツの振興。

生涯学習につきましては、生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも学べるまちづくりを進めるため、特色のある事業の実施や各種講座・教室を充実し、また社会教育団体の育成・支援を行うことなどにより利用者のさらなる増加を図り、市民主体の文化活動の推進に努めてまいります。

また、スポーツの振興につきましては、市民がいつでも気楽にスポーツに親しんでいただけるよう地域スポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。体育施設面では、総合体育館アリーナの放送設備改修や子宝テニスコートの改修など、快適で安全な施設整備を計画的に進めてまいります。

第5「豊かで活力に満ちたまちづくり」。

その1、農業の振興。

農業振興につきましては、政府の政権公約に掲げた農業の再生と自給率向上を図ることを目的とした農家の戸別所得補償モデル対策が、すべての農業者を対象に実施されることになりました。このたびの農政の変革に関し、農家の方々には戸別所得補償制度を初めとして各制度の内容を理解いただくとともに、関係機関が一体となって農業振興の推進に取り組んでまいります。また、消費者ニーズに即した安全・安心な農産物の供給体制の整備を進め、産地確立体制の推進や農産物の付加価値、地産地消、販路拡大などの支援をしてまいります。

その2、企業誘致の推進・港湾の整備。

昨年末、予定より2年以上おくれて船出となりましたが、最新鋭旅客機ボーイング787、通称ドリームライナーのテスト飛行が成功いたしました。現在、市南部の楠地内にあります川崎重工業株式会社の名古屋第1工場では、航空機の全部及び中部胴体や圧力隔壁などが製造されていますが、ボーイング787の主力部品の供給体制を一層強化するため建設が進められてまいりました新工場が間もなく竣工いたします。ボーイング787の一日も早いフル生産

体制が整うことを願うとともに、今後20年で世界の航空旅客機事業は2倍以上になるという予測もありますので、港湾地域が航空宇宙産業の一大拠点となるよう期待しています。

急増するアジア・中国貨物を取り扱う鍋田ふ頭では、コンテナ輸送需要の増加に対応した取扱能力の向上と世界最高水準のサービスを早期に供給するため、鍋田ふ頭に三つ目となる国際海上コンテナターミナル整備事業が始まりました。世界、我が国の経済危機の中で、本市の経済を維持・発展させていくことは最大の課題であります。港湾地域の発展に大きな期待をし、企業立地奨励金による優遇制度で立地企業の支援に努めるとともに、引き続き企業情報の受発信と、その背後地の土地利用計画を念頭に置き、関係機関との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

第6「共につくる自立したまちづくり」。

その1、市民参加の促進。

市民参加の促進につきましては、弥富市の未来に向けて多くの市民の皆様に参加を得て、市民の力を生かしたまちづくりを進めるものであります。市民参画を一層進めて、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域協働によるまちづくりに取り組むため、市民活動の必要経費に対して、地域づくり補助金制度により支援してまいります。

その2、コミュニティーの育成。

コミュニティー活動は、少子・高齢化や価値観の多様化等に伴い、全体的に活動が停滞傾向にあり、将来にわたって自立・継続可能なコミュニティー活動が大きな課題となっています。このため、地域住民の自治意識の高揚や地区公民館を核とした地域まちづくりをさらに深めていくため、コミュニティー活動の拠点施設となる地区公民館の整備事業に対する助成制度を創設いたします。

その3、男女共同参画の促進。

男女共同参画社会の構築には、職場、家庭、地域における取り組みを総合的かつ計画的に推進する必要があることから、その基本となる弥富市男女共同参画推進条例や男女共同参画プランに基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮できる社会の形成に努めてまいります。新年度は、映画祭、サテライトセミナーや男女共同参画プラン策定記念講演会の開催、広報紙などを活用した意識啓発に努め、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを推進してまいります。

その4、安心・安全な施設整備。

公共施設の耐震化につきましては、昭和41年に完成した市庁舎は、耐震性の問題に加え、防災拠点としての機能確保や市民の利便性の低下などの多くの問題を抱えていることから、庁舎改築等検討委員会を設置し、新庁舎建設もしくは現市庁舎改修など、整備計画策定に向けて検討してまいります。また、火葬場におきましては、昨今の葬儀形態の変化を踏まえ、

待合室の整備を含め総合的に見直しを行い、故人のお別れにふさわしい運営管理に努めてまいります。

その5、行財政改革の推進。

地方分権の進展に伴い、地方自治の役割と責任がますます大きくなっていく中、参画と協働による新しい時代への対応とともに財政健全化を図ることを目指して、66項目から成る集中改革プラン改訂版に基づき行財政改革に取り組んでまいりました。このプランは平成21年度をもって終了するため、総括を行うとともに新たなプランを策定し、引き続き行財政改革を計画的かつ確実に推進してまいります。

また、市政の一層の透明性が求められている中、時代の変化に的確に対応した市政運営を行うため、施策や事務事業の現状や成果をはかり、効率的に行えているか評価・改善を加えていく行政評価システムを本格的に導入することにより、選択と集中による継続的な改革を進めるとともに、市民サービスの向上と職員の意識改革を図ってまいります。加えて、行財政改革庁内検討委員会を設置し、健全で持続可能な行財政を行うための具体的な方策について、さらに掘り下げた検討を進めてまいります。

以上、市政に臨む私の所信の一端と予算大綱、並びに施策の概要を申し述べさせていただきました。本市も財政的に厳しい状況を迎え、さまざまな問題に直面しております。このような状況の中、今後ともさらなる職員の意識改革を図り、前例・慣習にとらわれることなく、創意と工夫による真に住みよさを実感できる弥富市の創造に向け、職員一丸となり、また私自身が市政のリーダーとして先頭に立って全力を注ぎ、まちづくりを推進してまいります。議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、本日上程いたしました予算並びに各議案につきまして、慎重審議をいただき、御賛同賜りたいをお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案8件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案8件は、継続議会で審議することに決定しました。

ここで暫時休憩をとります。10時50分に再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~  
午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第13 議案第10号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第14 議案第11号 海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第15 議案第12号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第16 議案第13号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第17 議案第14号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第18 議案第15号 海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

日程第19 議案第16号 海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第20 議案第17号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第13、議案第10号から日程第20、議案第17号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案7件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第10号愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第16号海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、市町村合併による地方公共団体の数の減少等に伴い、各規約中の関係規約の変更について協議するため、地方自治法第290条等の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ589万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億9,296万2,000円とし、繰越明許費の補正を計上するものであります。歳出の内容といたしましては、民生費におきまして、子ども手当システム開発委託料であります。これに対し、まず歳入といたしましては、国から

の子ども手当準備事業費補助金であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第10号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

2ページめくっていただき、規約の新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、別表第1及び別表第2につきましては、平成22年3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置することに伴い、規約の改正を行うものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、平成22年3月22日から施行するものであります。

第2項、別表第2の規定につきましては、平成22年3月22日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

議案第11号海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、海部地区水防事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条、組合を組織する地方公共団体の関係ですが、七宝町、美和町及び甚目寺町が合併しあま市となるため、改正するものであります。

第5条、これは議員の定数を「21人」から「18人」に減少させる改正です。

次に、別表第1、第3条関係ですが、防護対象の河川及び海岸中、それぞれの河川における防護すべき施設の区間の合併前の町名を「あま市」に改正するものであります。

次に、別表第2、第6条関係、議員の選挙の関係ですが、議員数につきましては、七宝町、美和町及び甚目寺町各2人をあま市3人に、市町村長が推薦する議員数につきましては、3町それぞれ1人をあま市1人に改正するものであります。したがって、海部地区水防事務組合議員数は「21人」が「18人」に、市町村長が推薦する議員数は「9人」から「7人」となります。

次に、別表第3、第12条、組合の経費の支弁の関係ですが、均等割の割合「20%」を「15%」に、固定資産税課税標準額割の割合「30%」を「35%」に改正するものであります。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

この規約施行の際、現に在任する議員は、その任期が満了するまでの間、改正後の海部地

区水防事務組合同規約第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成21年度における海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の経費の支弁は、改正後の海部地区水防事務組合同規約第12条及び別表第3の規定にかかわらず、同年度に限り、なお従前の例による。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） それでは、議案第12号海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと、議案第13号海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更については関連をしておりますので、一括で御説明申し上げます。

平成22年3月22日に七宝町、美和町及び甚目寺町が合併し、あま市となることにより、議案第12号で七宝町、美和町、甚目寺町を脱退させ、議案第13号であま市を加入させるものでございます。また、第6条中、協議会の委員が「18名」から最終的に「14名」に変更となるものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第14号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願い申し上げます。

別表第2、第8条関係、選挙区市町村の「七宝町、美和町、甚目寺町」を「あま市」にするものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

次に、議案第15号海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、組織する地方公共団体を、「七宝町、美和町」から「あま市」にするものでございます。

第3条、共同処理する事務を、あま市については合併前の七宝町、美和町の区域に限るものでございます。

第5条、議会の組織及び議員の定数を、「七宝町1人、美和町1人」から、「あま市2人」にするものでございます。

第6条、副管理者を「8人」から「7人」とし、そのうち6人は組合市町村長を充てるものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

負担金の特例措置といたしまして、平成21年度、平成22年度については、合併前の七宝町、美和町の負担金をあま市が継承するものでございます。

次に、議案第16号海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、組合を組織する地方公共団体を、「七宝町、美和町、甚目寺町」から「あま市」にするものでございます。

第5条、議員の定数を「10人」から「9人」とし、議員の選出区分を、「七宝町1人、美和町1人、甚目寺町1人」から、「あま市2人」にするものでございます。

第6条、副管理者を「7人」から「5人」にするものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

経過措置といたしまして、あま市から選出される議員の定数は、平成23年3月31日までは3人とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第10号から議案第17号までの8件は、原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの8件は原案どおり可決決定しました。

~~~~~

日程第21 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

日程第22 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第24 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について

- 日程第25 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第29 議案第26号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第32 議案第29号 市道の認定について
- 日程第33 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第34 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第21、議案第18号から日程第40、議案第37号まで、以上20件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例議案9件、法定議決議案3件、予算関係議案8件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第18号弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定につきましては、指定管理者の指定の手續等を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第19号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の時間外勤務手当の支給割合の引き上げと代替休暇の新設を定めるなど、条例の一部改正を2本まとめて行うものであります。

議案第20号弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、旅費の日当等の見直しを行うため、条例の一部改正を2本まとめて行うものであります。

議案第21号弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正につきましては、道路交通法

の一部改正に伴い、条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号弥富市消防団条例の一部改正につきましては、消防団分団の統廃合に伴い団員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国保運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号弥富市保育の実施に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号海部南部水道企業団規約の変更につきましては、副企業長制の導入及び議会組織の見直しに伴い、同組合規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条等の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号弥富市污水处理施設条例の一部改正につきましては、污水处理施設の使用料の徴収方法を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の分担金徴収の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号市道の廃止につきましては、開発事業等に伴い、関係路線を廃止するものであります。

議案第29号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

議案第30号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入予算として、国の平成21年度補正予算（第2号）により創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,868万2,000円、減収補てん債1億6,230万円を増額計上し、歳出予算として、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金充当事業として道路改良事業市道中山4号、7号線を初め6事業を計上し、繰越明許費及び地方債の補正を計上しました。そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第31号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第32号平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第33号平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、市道穂波通線の土地購入費の繰越明許費の補正を計上するものであります。

議案第34号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第35号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正であります。

議案第36号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整し、地方債の補正を計上するものであります。

議案第37号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第18号弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてでございます。

条例案を4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明を申し上げます。

まず第1と第2ですが、従来、指定管理者制度をとる公の施設に関する条例でそれぞれ定めていました指定管理者の指定の手續と指定管理者が行う公の施設の管理の基準について、この条例で総括的に定めるものでございます。

次に第3ですが、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

最後に第4ですが、この条例の制定に伴い、弥富市総合福祉センター条例、弥富市いこいの里条例及び弥富市十四山総合福祉センター条例でそれぞれ定めていた指定管理者の指定の手續と指定管理者が行う公の施設の管理の基準の部分の削るため、3本の条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

概要につきましては、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を、「100分の125」から「100分の150」に引き上げるものであります。改正による支給割合の引き上げ分100分の25につきましては、時間外勤務手当の支給にかえて代替休暇の制度を新設するものであります。

次に、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第16条では時間外勤務手当についての定めでありまして、第16条に5項から7項までの3項を加えるものであります。

第16条第5項、時間外勤務手当の支給割合の引き上げにつきましては、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の150、深夜時間帯は100分の175とし、支給割合を100分の25引き上げる規定であります。

第16条第6項、時間外勤務代休時間指定時の時間外勤務手当につきましては、時間外勤務代休時間を指定され、勤務しなかった場合、当該時間について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分100分の25は支給を要しない規定であります。

第16条第7項、再任用短時間勤務職員の特例につきましては、再任用短時間勤務職員が月60時間を超えた場合の7時間45分までの勤務に関する特例を定める規定であります。

第24条では給与の減額についての定めでありまして、給与の減額を行わない場合として時間外勤務代休時間を追加する規定であります。

次に、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、第8条の2として時間外勤務代休時間を定める規定を加えるものであります。時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分100分の25の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定する仕組みを導入する規定であります。

第10条第1項及び第15条第3項につきましては、第8条の2追加に伴う条文整備であります。

附則、施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2ページめくっていただき、条例の新旧対照表をごらんください。

第1条、弥富市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第16条では日当についての定めでありまして、第3項及び第4項を削ることにより、宿泊を要しない日帰りに係る日当について原則不支給とするものであります。

第21条第2項につきましては、第16条第4項を削ることに伴う条文整備であります。

次に、別表第2、第2号では、支度料及び死亡手当についての定めでありまして、その表中、海外出張における支度料について、旅行期間1月未満の欄を削ることにより、支度料を原則不支給とするものであります。

第2条、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正と同様に、別表第3では支度料及び死亡手当についての定めでありまして、その表中、海外出張における支度料について、旅行期間1月未満の欄を削ることにより、支度料を原則不支給とするものであります。

附則、施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行する。

2は経過措置を定めたものでありまして、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものでございます。

次に、条例議案第21号でございます。弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部を次のように改正するという事で、今回の改正につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の改正に伴う改正でございます。

第2条第2号は、違法駐車等の定義規定中、道路交通法第49条の2第3項、時間制限駐車区間における駐車の方法等の関係ですが、高齢運転者の専用時間制限駐車区間制度が新たに導入されたことから、条文整備のため、第49条の3第3項もしくは第49条の4に改め、同条4号を削るものでございます。

附則、施行期日を定める規定ですが、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に基づき、平成22年4月19日から施行するものでございます。

次に、議案第22号弥富市消防団条例の一部改正について御説明申し上げます。

現在の弥富市消防団の組織を「20分団」から「16分団」に統廃合するものでございまして、弥富市消防団条例の一部を次のように改正するという事でございます。

第4条は定員の関係でございますが、「440人」を「372人」に改めるものでございます。

附則、施行期日を定める規定ですが、平成22年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第23号弥富市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、国民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者、これは社会保険、共済保険などの保険者でございます。これを代表する委員1人を追加するものでございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第24号弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

児童福祉法の一部改正により、「保育の実施」とある箇所を、保育所における保育と家庭的保育事業による保育をあわせて保育の実施と総称しているため、家庭的保育事業による保育を含まない旨が読み取れるように、「保育の実施」を「保育所における保育」に改正し、条文整備するものでございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

また、弥富市立保育所条例についても同様に改正するものでございます。

議案第25号海部南部水道企業団規約の変更について説明申し上げます。

これは、企業団管理者と議会議員の区分を明確化するため副企業長制を導入し、議会定数などの議会組織を改正するものでございます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第5条、議員の定数を「15人」から「11人」とし、議員の選出区分を、「愛西市6人、弥富市7人」から「愛西市4人、弥富市5人」とするものでございます。

第6条、議員は、関係市村の首長を除く者とするものでございます。

第8条、議員の任期を「4年」から「2年」とするものでございます。

第9条第1項、企業団に副企業長を置くものでございます。

第3項、副企業長は、企業長以外の関係市村の首長二人をもって充てるものでございます。

第4項、企業長、副企業長の任期は2年とするものでございます。

第5項、企業長、副企業長が関係市村の首長の職を失ったときは、同時にその職を失うものでございます。

附則、この規約は、平成22年5月10日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に、開発部長。

開発部長（早川 誠君） それでは、議案第26号弥富市污水处理施設条例の一部改正について御説明いたします。

2ページをおはねください。新旧対照表を御参照願いたいと思います。

海部南部水道企業団に下水の使用料の徴収委託をすることに伴いまして、さきに制定しました下水道条例に文書表現を統一するための文書整備でございます。

まず、第9条の使用開始等の届け出及び第10条の加入分担金につきましては、条文の整備でございます。

続きまして、第11条、使用料の関係でございますが、第2項、第3項は、届け出をしないで污水处理施設を使用した人に対する料金徴収を明確化したものでございます。第2項につきましては、使用開始にさかのぼり使用料を徴収する。第3項につきましては、休止または廃止した場合に届け出をしないと、使用しているものとみなして使用料を徴収するものでございます。

第4項、第5項につきましては、使用月の定義と使用料の額の算出方法を明文化させていただいたものでございます。

第12条及び第13条は、資料の提出、使用料の減免は条文整備でございます。

第14条、督促でございますが、使用料を納期限までに納付しない者がいるときは、地方自治法の規定により督促をしなければならないことを定める規定を明文化いたしましたものでございます。

第15条、延滞金につきましては、督促をした場合においては延滞金を徴収することを定める規定を明文化したものでございます。

第17条、過料につきましては、条文の整備でございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

続きまして議案第27号でございます。弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正でございます。

4ページをはねていただきまして、条例のあらましで御説明をさせていただきたいと思っております。

農業集落排水整備事業、コミュニティ・プラント整備事業分担金について、分担金の適正化を図るため、条文を整備するものでございます。

まず第9条でございますが、受益者としての権利の辞退でございます。受益者側から、何らかの事情により受益者としての権利を辞退される場合があるため、その届け出義務について規定することとしたものでございます。

第10条、督促につきましては、分担金を納期限までに納付しない者に対して、地方自治法の規定によって督促しなければならない旨を規定いたしましたものでございます。

第11条、受益者としての権利の停止につきましては、第1項で、分担金の督促未納者が汚水処理施設を使用することを防ぐため、受益者としての権利を停止する規定を制定することとしたものでございます。

第2項、前項の該当者に対する通知を行うことを規定することとしたものでございます。

第3項につきましては、権利が停止した受益者が再び受益者となろうとする場合は、汚水処理施設条例の規定する新規加入者扱いとなることを規定することとしたものでございます。

第12条、分担金の不還付でございますが、第1項、受益者としての権利が停止した者に対しては、当初の申告により既に発生している事業費に充当するため、既に納付した分担金は還付しないことを規定することとしたものでございます。

第2項、前項の不還付となった既納分担金は、第11条3項の規定によって再び受益者になる場合の加入分担金に充当することを規定することとしたものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

2、改正後の弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の規定は、現に弥富市に帰属する債権について適用をするものでございます。

続きまして、議案第28号市道の廃止について御説明をさせていただきます。

1枚おはねをいただきますと、廃止路線の調書がございます。御参照をお願いしたいと思います。

内容といたしましては、路線の再編に伴いまして、10路線につきまして今回廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第29号市道の認定について御説明をさせていただきます。

これも、1枚おはねいただきますと認定路線調書が添付してございますので、御参照がお

願いたいと思います。

内容としましては、道路整備に伴いまして、鮎浦173号線ほか14路線につきまして認定を
させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案20件は継続議会で審議したいと思いますが、御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前11時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子